

ID: 294

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	施行地区内の土地等の処分の承認		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の3第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】 法第118条の3の規定による。 (譲受け希望の申出に係る宅地等の処分制限) 第118条の3 譲受け希望の申出をした者(前条第4項の規定により譲受け希望の申出をしたものとみなされた者を含む。以下同じ。)は、その者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物の処分をするには、施行者の承認を得なければならない。 2 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。 3 前2項の規定は、土地収用法第45条の2に規定する裁決手続開始の登記があつた後における当該登記に係る宅地については、適用しない。 都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日